

司学館高等学校のいじめ防止基本方針

はじめに

すべての生徒および教職員・保護者が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ対策委員会」を設置し、本校におけるいじめ防止などのための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、滋賀県総務部総務課と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

第1条 いじめ防止などのための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 基本的な考え方

「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処します。

(2) いじめ対策委員会の設置

いじめの対策などに関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下の通りとします。

① 役割

- ア) いじめ防止などの取組の年間計画を作成する
- イ) 教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめ防止の取組の実施や年間計画の進捗状況の確認を行う
- エ) いじめ未然防止
- オ) いじめの対応
- カ) 学校いじめ防止基本方針の見直し

② 構成員

校長、スクールカウンセラーをはじめ専任職員全員で対応します。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、必要に応じて外部委員として弁護士の参加を得ます。

第2条 いじめ防止などのための対策の内容に関する事項

(1) いじめの防止のための取組

- ① いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ② 特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教職員の理解不足が生徒の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう特別な支援を必要とする生徒の理解を図る研修を推進します。
- ③ ガイダンス、ホームルームを通して「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成します。
- ④ 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図り、社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。
- ⑥ 保護者との信頼関係を築き、地域や関係機関との連携や協力を努めます。

(2) いじめの早期発見

- ① 日常的に生徒の行動を注視し、生徒との信頼関係を深め安心して相談できる体制作りを努めます。(日常の声かけ、ネットパトロール 等)
- ② アンケート調査の実施を行います。(学期1回、年2回 実施)
- ③ 保護者との緊密な連携に努めます。(三者懇談・通信物・電話連絡・家庭訪問 等)
- ④ 行政等の関係機関との連携に努めます。(行政等の関係機関との情報共有 等)

(3) いじめへの対処

- ① 発見・通報を受けた時の対応
 - ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
 - イ) 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合は、いじめを受けたとする生徒の立場に立って真摯に傾聴します。
 - ウ) 発見・通報を受けた教職員は、直ちに生徒指導主事に報告します。生徒指導主事は、委員会を開き、その情報を共有、記録、事実の有無の確認をします。
 - エ) 校長は滋賀県総務部総務課に報告し、緊密な連携を図り、法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めます。
- ② いじめを受けた生徒、またはその保護者への支援
 - ア) いじめを受けた生徒の立場に立って、複数の教職員で受容的に事実関係を聴取します。
 - イ) 状況に応じてスクールカウンセラー、警察官、外部専門家等の協力を得て対応します。
 - ウ) 必要に応じていじめを受けた生徒を個別指導する等、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
 - エ) いじめが解決したと思われる場合においても継続した見守り等の支援を行います。
 - オ) 聞き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた生徒の保護者に提供します。

③ いじめを行った生徒への指導、またはその保護者への助言

- ア) いじめを行った生徒のプライバシーに十分留意して、複数の教職員で事実関係を聴取し対応します。
- イ) 保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ウ) いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- エ) 状況に応じてスクールカウンセラー、警察官、外部専門家などの協力を得て対応します。
- オ) 教育上必要と認めるときは、学則第21条の規定に基づく懲戒処分を行います。
- カ) いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応します。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを見ていた生徒に対しても、十分に聞き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- イ) いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ウ) はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ア) 情報科による情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- イ) 保護者に対してネット上のいじめについての理解を促します。
- ウ) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

⑥ いじめの実態把握や適切な対応が促されるよう、学校評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

第3条 その他いじめの防止などのための対策に関する重要事項

- (1) 基本方針、年間計画は、毎年度見直しします。
- (2) 制定した基本方針や年間計画は、ガイダンス、通信物、学校のホームページ等で周知します。